

# 福岡県公報

平成三十年十二月十四日  
第四千五百一十一号  
増刊 ①

## 目次

### 規則 (第五十号・第五十二号)

○福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (情報政策課) ……………一

○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村支援課) ……………一

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一

### 告示 (第千百十二号・第千百十三号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (林業振興課) ……………二

○収納代理金融機関の指定の一部改正 (会計管理局会計課) ……………二

## 規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十二月十四日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十号

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則 (平成二十八年福岡県規則第四十五号) の一部を次のように改正する。

第五条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える

七 行政措置として生活保護法第五十五条の五第一項に準じた取扱いによって実施す

る外国人の保護における進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務  
第二十一条第三号中「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改め、同条第八号中「第二十九条第七項」を「第二十九条第八項」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成三十年十二月十四日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十一号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

福岡県住民基本台帳法施行細則 (平成十四年福岡県規則第五十六号) の一部を次のように改正する。

第十一条第十一項第八号中「第七十七条第一項」の下に「、第七十七条の二第一項」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 行政措置として生活保護法第五十五条の五第一項に準じた取扱いによって実施する外国人の保護における進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年十二月十四日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十二号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則 (昭和三十四年福岡県規則第六十六号) の一部を次のように改正

する。

第七十二条の表福岡県筑後県事務所「山の井七六六番地の二」を「和泉四二三番地」に改める。

第九十九条の表福岡県宗像児童相談所の項中「五丁目五番三号」を「二丁目二番三号」に改める。

附則

この規則中第九十九条の改正規定は平成三十一年一月四日から、第七十二条の改正規定は平成三十一年二月十二日から施行する。

告示

福岡県告示第千百十二号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十二月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程（昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号）の一部を次のように改正する。

別表一補助金の額の欄中「平成29年7月九州北部豪雨」を「平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨」に改める。

別表九を次のように改める。

別表9 森林作業道復旧緊急支援

事業の区分	補助金の額	備考
森林作業道の復旧	知事が査定した額の15パーセント以内	別表1において実施した森林作業道整備のうち、平成29年7月九州北部豪雨及び平成30年7月豪雨で被災した森林作業道の復旧について補助するものとする。

この表中平成29年7月九州北部豪雨で被災した森林作業道の復旧に係る部分については平成31年度まで、平成30年7月豪雨で被災した森林作業道の復旧に係る部分については平成32年度までの補助金に適用する。

は平成32年度までの補助金に適用する。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成三十一年度分の補助金から適用する。

福岡県告示第千百十三号

収納代理金融機関の指定（平成五年一月福岡県告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成三十年十二月十七日から施行する。

平成三十年十二月十四日

福岡県知事 小川 洋

一の表収納代理金融機関名の欄中

「福岡県中央信用組合

とびうめ信用組合 を「福岡県信用組合」に改める。

福岡県南部信用組合」